

会 議 録

会議の名称	第4回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課（内線 3174）
開催日時	平成 28 年 1 月 26 日（火） 9 時 45 分～11 時 00 分
開催場所	大牟田市役所北別館 4 階 第 1 委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0 人
出席委員	宮崎 智美（会長） 道山 治延（副会長） 一ノ瀬 彰子 竹本 安伸 藤井 チヨ子
事務局職員職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 西原 一彦
会議次第	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて（報告） 個人情報取扱事務の届出について（報告）
会議の概要	1 議事 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 個人情報取扱事務の届出について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
副会長	（会長から遅れるとの連絡があったため、副会長を議長として審議会を開始） 議事 保有個人情報等の取扱いについて事務局から説明を。
事務局	（資料に基づき説明）
会長	（会長が到着したため、会長に議長を交代）
委員	質問や意見はないか。 5 ページの転籍等による本籍異動のため外部提供したものは、提供の方法が複写になっているが、戸籍の複写を提供したのか。
事務局	担当課に確認する。（ 1 ）
会長	他に質問等はないか。
会長	1 4 ページは商品券ではなく割引購入券について照会があったのか。
事務局	商品券を安く購入できる割引購入券を低所得者に対して市が交付したが、商品券の販売は商工会議所が行っている。そのため、市が保有しているものは、割引購入券を交付した人の情報のみである。
会長	他に質問等はないか。
会長	1 5 ページの提供の目的は、提供先が警察と税務署であるため、民事訴訟法に基づく照会ではないのではないか。
事務局	担当課に確認する。（ 2 ）
会長	他に質問等はないか。
委員全員	< なし >
会長	議事 個人情報取扱事務の届出について事務局から説

	明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	住民票に個人番号が記載されるのか。
事務局	はい。希望すれば個人番号が記載された住民票の写しの
	交付を受けることができる。
委員	個人番号が記載された住民票の写しが必要になるのは
	就職の場合などか。
事務局	通知カードや個人番号カードが手元に無いが、個人番号
	が必要になる場合なども考えられる。
委員	窓口で個人番号の確認が必要となるときに、通知カード
	や個人番号カードではなく、個人番号が記載された住民票
	の写しを提示することでも可能なのか。
事務局	はい。
委員	通知カードを受領していない方の個人番号は、まだ住民
	票に付されていないのか。
事務局	いいえ。個人番号は通知カードの発送前に一人ひとりに
	付されている。
委員	住民票に個人番号が記載されているのであれば、個人番
	号を利用する課は、本人からではなく住民票担当課から収
	集できないのか。
事務局	個人番号は本人から収集しなければならない。
委員	窓口で個人番号が必要な場合は、通知カードや個人番号
	カードなどを提示するのか。
事務局	はい。申請書等に記載された個人番号に誤りがないか、
	通知カードなどで確認する。
委員	後見制度を利用している方の通知カードは、裁判所から
	の通知には、必要があれば個人番号の通知カードを取得す
	るが、必ず保管しておく必要はないとあったようだが、介
	護保険や健康保険、生活保護の手續に個人番号は必要とな
	るか。
事務局	はい。申請書等に個人番号を記載する必要がある。高齢
	者等が窓口で申請するときに個人番号がわからず申請書
	等への個人番号の記載が難しい場合等には、職員が調べて
	記載できるが、原則は、本人から通知カードなどを提示し
	てもらふ必要がある。
委員	個人番号が変わることはないのか。
事務局	通知カードや個人番号カードなどを紛失したことにより
	悪用されるおそれがある場合は、本人の申立てにより個
	人番号が変わることもある。
会長	他に質問等はないか。
委員全員	<なし>
会長	以上で審議会を終了する。
	1 及び 2 の担当課の回答。
	1 戸籍の複写を提供した。
	2 民事訴訟法は誤り。